

## ハイブリッド型バーチャル株主総会実施事例集の策定・公表

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <http://www.uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号

アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku,

Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

弁護士／弁理士 正木湧士

1. はじめに
2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の分類と法的性質
3. 2020年における実施状況
4. 実施に際しての論点

### 1. はじめに

新型コロナウイルスの影響により、2020年に開催された株主総会では、多くの企業においてハイブリッド型バーチャル株主総会が開催されました。

既に同年2月において、経済産業省から「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」<sup>1</sup>（以下「実施ガイド」）が策定・公表されているところですが、今般、2021年2月3日付で、ハイブリッド型バーチャル株主総会の浸透を図ることを目的とした「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」（以下「実施事例集」）が策定・公表され<sup>2</sup>、今後開催されるハイブリッド型バーチャル株主総会の実施方法の指針になるものと思われます。

### 2. ハイブリッド型バーチャル株主総会の分類と法的性質

ハイブリッド型バーチャル株主総会の分類及び法的性質についての従来の議論状況を簡単に整理すると、以下のとおりです。詳細は、「実施ガイド」をご確認下さい。

- ✓ バーチャル株主総会については、ハイブリッド型（リアルでの参加とオンラインでの参加の両方を認めるもの）とバーチャルオンリー型（インターネット等の手段での参加のみを認めるもの）に分類される。このうち、バーチャルオンリー型については、現行の会社法下においては解釈上難しい面がある。もっとも今般、本年2月5日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定されており、法案の成立により上場会社については特例的にバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる見通しである。
- ✓ ハイブリッド型は、さらに①参加型（リアル株主総会の開催場所に出向かない株主が、株主総会への会社法上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いてオンラインで審議等を確認・傍聴することができるもの）と、②出席型（リアル株主総会の場所に出向かない株主が、インターネット等の手段を用いてオンラインで株主総会に会社法上の「出席」をすることができる）に分類される。
- ✓ 参加型では、バーチャル参加の株主が株主総会に法律上「出席」しない立付けとなる。したがって、バーチャル参加の株主は、株主総会の場で決議に参加することができないため、議決権行使については、書面又は電磁的方法による事前の議決権行使（会社法298条1項3号・4号、311条、312条）や代理人による議決権行使（会社法310条）といった方法を検討する必要がある。また、バーチャル参加の株主は、法律上、株主総会における議案提出権の

<sup>1</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

<sup>2</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002.html>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

行使(会社法 304 条 1 項)や質問(会社法 314 条)の権利が認められない。

- ✓ 出席型では、バーチャル参加の株主も株主総会に法律上「出席」する立付けとなるため、議決権行使については、会社法 312 条 1 項所定の電磁的方法による議決権行使ではなく、株主総会の場での議決権行使(リアル参加の株主と同様の取扱い)と解される。したがって、インターネット等の手段でバーチャル出席した株主が、株主総会当日に議決権を行使できるよう、会社はそのシステムを整える必要がある。

### 3. 2020 年株主総会におけるハイブリッド型バーチャル株主総会の実施状況

2020 年 6 月に行われたものでは、上場会社のうち、「出席型」は 9 社、「参加型」は 113 社の実施が確認されています。報道によれば、2020 年中に「出席型」で株主総会を開催した 13 社のうち、12 社が 21 年も開催したいと回答しているとのことであり<sup>3</sup>、今後も一定数以上の企業がバーチャル株主総会を開催することが予想されます。

### 4. ハイブリッド型バーチャル株主総会実施に際しての論点

ハイブリッド型バーチャル株主総会では、適法性を担保しながら、リアル出席株主と、バーチャル出席株主(または参加株主)の双方が存在する総会を一つの会議体として円滑に議事運営するためのルールを構築する必要があり、当該運営ルールを予め招集通知やインターネット上で公開・周知することなどが求められます。

実施事例集では、以下のような論点につき、今後ハイブリッドバーチャル株主総会を開催する際の指針となる実施例や考え方が公表されています。

論点	実施事例集における考え方・実施実例
取締役や監査役等のバーチャル出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議長を含めたすべての役員がウェブ会議システムを通じて遠隔から出席し、リアル会場には来場しなかった実例あり。</li> <li>● バーチャルで出席する取締役等は、株主としても出席して議決権行使することができる。</li> <li>● 取締役等が株主総会に出席している間に、別途、バーチャル出席のためのシステムにアクセスするのは簡単ではないことから、義務として株主総会に出席している取締役等については、その議決権行使は、他の株主とは異なる合理的な方法によったとしても、株主平等原則に反するとまではいえない。</li> </ul>
株主のバーチャル参加・出席の事前登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセスが集中した場合の懸念等から、事前登録を行った株主だけがバーチャル参加できる仕組みを用いた実例あり。</li> </ul>
肖像権等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくい。</li> <li>● ①撮影・録音・転載等を禁止することや、②配信により株主の氏名が公開される場合には、招集通知等により事前に通知をする等の対応が考えられる。</li> <li>● バーチャル株主総会参加用 URL を第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録</li> </ul>

<sup>3</sup> 日本経済新聞 2020 年 8 月 2 日「バーチャル総会「参加しやすさ」課題に 本社調査」

	画、公開等することは、お断りさせていただく」旨を招集通知に記載した実例あり。
リアル総会の会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるため、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも可能。</li> </ul>
配信遅延への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ議決権行使等の締切り時間を告知した実例あり。</li> <li>軽微な配信遅延によって、直ちに議事進行に支障が生じるものではないが、議事進行を円滑に行うためも、例えば、①議決権行使の締切り時間があらかじめ告知すること、②議決権行使から賛否結果表明までの間に一定の時間的余裕を持たせるこことといった運用方法等が考えられる。</li> </ul>
通信障害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信障害の可能性について、株主への事前の告知を行う、バーチャル総会に向けたシステム等の環境整備を行う、バックアップ手段を設ける、事前の通信テストを行う、通信障害発生時の対処シナリオの準備を行うなどの対応を行った実例あり。</li> </ul>
本人確認(なりすまし防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ID・パスワード(又は固有のQRコード)等を用いたログイン方法が相当。</li> <li>①株主に固有の情報(株主番号、郵便番号等)を複数用いる、②画面上に本人の顔と整理番号を映し出す等によって本人確認を行った実例あり。</li> <li>ブロックチェーン技術を利用した議決権行使システムを活用した実例あり。</li> </ul>
株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主意識をできる限り尊重し、無効票を減らすという観点から、バーチャル出席株主のログイン時点では事前の議決権行使の効力を取り消さず、当日の採決のタイミングで事前の議決権行使と異なる議決権行使が行われた場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄することが考えられる。</li> <li>議決権行使の効力関係については、あらかじめ招集通知等で株主に通知しておくことが必要。</li> <li>当日に議決権行使があった場合に事前の議決権行使の効力を破棄した実例、ログイン時点で事前の議決権行使の効力を破棄した実例あり。</li> </ul>
質問の受付・回答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限などの事務処理上の制約や、質問を取り上げる際の考え方、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる不適切な内容は取り上げないといった運営ルール等を策定し、予め周知することが考えられる。</li> <li>質問の回答方針・回数制限、文字数制限等をした実例、事前の質問受付の実施、事後に質問等を公表した実例あり。</li> </ul>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

	<ul style="list-style-type: none"><li>● ①ウェブ会議システムの挙手機能や、②電話を利用すること等によって、リアル出席と同様に、議長の指名があった場合にはじめて質問・発言ができるようにした実例あり。</li></ul>
動議の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原則として動議の提出については、リアル出席株主からのものを受け付けることで足りると解される。</li><li>● 将来的なシステムインフラの整備状況等によっては、バーチャル出席株主からの動議の受付也可能。</li><li>● バーチャル出席株主からの動議提出を可能とした実例あり。</li></ul>

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。  
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上